

Title	1860年代におけるイギリス労働運動と労使関係：労働組合総評議会の成立について〔2〕： 1867年の第2次選挙法改正をめぐって
Sub Title	The British labour movement and industrial relations in 1860's, centering around the establishment of the Trades Union Congress (2)
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1970
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.63, No.1 (1970. 1) ,p.1- 16
JaLC DOI	10.14991/001.19700101-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19700101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

1860年代におけるイギリス労働運動と 労使関係 —労働組合総評議会の成立について〔2〕

—1867年の第2次選挙法改正をめぐって

飯 田 鼎

- (1) 1848年と1867年
- (2) 1860年代における労働組合運動と政治改革運動の相関
- (3) 第2次選挙法改正の背景—全国改革連盟と全国改革同盟

(1)

1867年の第2次選挙法改正は、イギリス議会政治史において特異な地位を占めている。1832年の第1次選挙法改正が、中産階級にたいして、はじめて参政権を与えたものであり、イギリス産業革命の歴史的な総括としての重要な意味を担うとすれば、⁽¹⁾1867年の選挙法改正は、1884年の第3次選挙法改正における農業労働者および鉱山労働者に対する選挙権の賦与との中間に位し、その後に来る1918年、第1次世界大戦後の選挙法改正による婦人参政権の承認、これにつづく1928年の平等選挙法による婦人参政権の制限の除去による国民平等の普通選挙権制度の実現という歴史的な過程への途を大きく開いたものとして注目されなければならない。しかしながら1867年の重要性は、たんにイギリス議会政治史の面での重要性にどまらず、少しく視野を拡げて、この67年を中心とする数年を観るならば、ヨーロッパ世界にとっても、1848年の革命の時期に優るとも劣らぬほどの意義をもつ時期として捉えられなければならない。たしかに48年は、47年にウィーンに勃発した取引所恐慌がヨーロッパ全体に波及し、経済的恐慌が政治的危機と一致することによって、

注(1) 1832年の選挙法改正の意義を、たんにひとつの政治過程として理解するのではなく、政治過程と経済過程との関連において捉えたものとして、佐藤明「イギリス産業革命の構造」(1959年、ミネルヴァ書房)が大変有益である。すなわち著者は、(1)この1832年の選挙法の性格について、新選挙法がはたしてその機構上、中産階級の選挙に通説を支えるほどの十分な力を与えることができたか否か。この点が現在では問題点となっている。つまり、議員の出身階級は不問に附して、中産階級の選挙力によって選出された議員が下院を動かさしめるほどに強力でありうるか否か、この点が問題なのであるとされ、(2)ウィッグとトーリーという二党派の改革運動史上の理解については、従来のように、ウィッグ=産業資本家の党、トーリー=地主の党というような単純な理解ではなく、トーリーもウィッグもともに強力な地主の階級政党ではなかったかという問題意識に立ち、最後に(3)1830年代の時点において、G・D・H. コールの見解である産業資本家と労働者の同盟関係についてふれ、これを批判しつつ、改革運動において、産業資本家と労働者が、果してどれほどの有効な同盟関係を結びえたかを分析している(同書、118頁以下)。1867年の第2次選挙法改正の場合においても、以上のような視角は、きわめて重要である。

フランス2月革命、ドイツ3月革命をひきおこし、その影響は、オーストリア、ポーランド、ロシアおよびイタリアにも波及し、ヨーロッパの代表的知識人としてのミル (J.S. Mill) とカール・マルクス (Karl Marx) に深甚な影響を与えたことは紛れもない歴史的な事実である。チャーティスト運動が、こうした48年のヨーロッパ革命における一翼を形成するものであることはいうまでもないが、このような48年の革命を頂点とする革命的な激動の世界史的意義を強調し、さらにその後における資本主義の繁栄を評価することはもちろん正しい。それは古典的なブルジョア革命としてのフランス革命を歴史的に完成するものであったからである。だが、またそのことによって、60年代のもつ、全世界史的意義が、ともすれば軽視され、あるいはほとんど無視されている傾向は、科学的な態度とは必ずしも云えないように思う。このような傾向を助長するものとして、すでに指摘したように、F. Engels のヴィクトリア時代における労働運動の「冬眠時代」、「労働貴族」の形成という規定をそのまま無条件に受け入れる傾向が一般的であるが、この場合、Engels の前提は、イギリス一国を問題にしていることが重要であり、その限りにおいては妥当しているのであるが、すでに64年の第1インターナショナルの成立にみられるように、この60年代をして、国際的な関連を絶ちきって、イギリス一国だけに限定することは、60年代を論ずるのに、その前後すなわち50年代並びに70年代との関連を絶ち切ると同じく無暴であり、Engels の生きた19世紀末期ならばいざ知らず、今日の時点に立って考えるならば、Engels 以後の理論的・歴史的研究の成果を無視し、ひたすら巨匠の業績を受け売りするにとどまり、なんら科学的ということとはできないであろう。その意味では、まさしく、「ヴィクトリア黄金時代」という使い古された言葉も、あるいは「労働運動の冬眠時代」という、云い慣らされ固定化した観念も、今更めて、新しい光のもとで問い直されなければならないのではなからうか。

それでは1860年代は、いかなる意味で1848年に優るとも劣らぬほどの年月であったのであろうか。48年の革命のためには30年代の苦悶、まさしく「みじめな30年代、飢餓の40年代」があり、7月革命があったように、60年代の前段階としては、50年代のクリミア戦争があり、60年代に入ればアメリカ南北戦争があった。そればかりか、63年、ポーランド人民の帝制ロシアに対する果敢な、しかもはげしい独立闘争がヨーロッパの労働者階級および進歩的な知識人に深刻な衝撃を与え、第1インターナショナル成立の重要な契機となったことはすでに指摘したとおりである。これらを背景として、イタリアにも独立と統一の運動がガリバルディによっておしすすめられると同時に、ドイツ統一のためのプロイセン・オーストリア戦争におけるプロイセンの勝利とこれにつづく普仏戦争とドイツ統一、そしてパリ・コンミュンの勃発、こうして全ヨーロッパ的な規模で拡大しつつあった革命的状況のなかで、第2次選挙法改正はなしとげられ、またイギリス労使関係に決定的な影響を与えたところの労働組合総評議会 (TUC) の成立および71年の労働組合法の制定が、まさにこのような動乱と革命の時期、イギリス資本主義の危機と切迫のなかでなされたことを忘れては

ならない。それはたんに、イギリス労働者階級の成長のしるしであっただけでなく、イギリスを中心とするヨーロッパの労働者階級の量的質的増大を物語るものであったのである。その意味で、ヨーロッパの労働者階級に深甚な影響を与えた南北戦争が、60年代の議会改革運動にきわめて重要な意義をもち労働運動と急進主義運動を結ぶ環となったことが注目されなければならない。

これを要するに1860年代は、ヨーロッパの労働者階級のなかでももっとも先進的な地位をしめるイギリス労働者階級が、真に独立的な勢力として、資本の力に対決するところの社会的な存在としてみずから自覚的に確認し、また承認された時期であり、いわゆる労使関係なるものが制度的に確立することによって、資本主義社会の矛盾としての自己の存在を明確に規定したところの時代である。その指標は、全国的職能別組合の各熟練職種における結成、労働市場の形成と労使関係のはじまり、普通選挙権獲得と団結権および団体交渉権の法認、国内の労働組合運動と国際的労働運動との結びつきなどであって、これらが相互にどのような関係に立つか、労働運動における政治と経済の問題、革命と改良の問題、戦争の労働運動に及ぼす影響、労働貴族と一般労働者の矛盾、こうした多彩な問題について考察することが是非必要となるであろう。

(2)

イギリス労働者階級の政治的関心は、1860年代に入って以来、急速に昂まるに至ったのであるが、その契機となったものは、何と云っても1850年代にはじまる政治改革運動とこれに対する政府の反応であり、いまひとつは、1861年にはじまった南北戦争の結果であったといつてよい。もちろん、根源的には、この時代の政治運動も、結局のところ1848年の4月のケンニングトン広場におけるチャーティスト運動の崩壊を起点とするのであるが、ともかく、この二つの事件の分析なしには、1867年の第2次選挙法改正の意義についてふれる重要な前提の吟味を怠ることになる。これらの2つの契機を念頭において、チャーティスト運動の48年以後から50年代について簡単にふれるならば、それは「小チャーター」("Little Charter") と呼ばれる所帯主の選挙権獲得を目指すところのジョージ・ウィルソン (George Wilson) およびリチャード・コブデン (Richard Cobden) によって率いられる自由貿易主義者=中産階級的な急進主義者の主張が、過激なチャーティストの意図と対抗する目的をもつ組織されたグループとしての「議会および財政改革協会」(National Parliamentary and Financial Reform Association, (以下 NPFRA と略称) は、チャーティスト運動の息吹きも生々しい49年から52年の間に、早くも闘争を組織したのであるが、それが激烈なチャーティズムにたいするアンチ・テーゼとしての役割を担うものである限り、完全な男子普通選挙権ではなく、まさしく、都市所帯主の選挙権獲得の運動であった。⁽²⁾ この運動は、コブデンに代表されるところの自由貿易論者と合

注(2) この運動が、具体的にどういふ目的をもって行なわれたかは、つぎの一節から明らかであろう。

「若干の議論のち、国家の支出の面での厳しい節約の必要性を公けにし、且つそれを確保するための唯一の手

同機械工組合に組織される熟練労働者層との連合戦線であって、この両者の統一を可能ならしめたものこそ、強大な地主(トーリー)勢力に対抗する中産階級(産業資本)と労働者階級の利害の一致であったと思われる。こうした共通の利害の上にはじめて、ホイッグイズム(Whiggism)の自由主義への転換そしてさらに自由=労働派への推進が可能とされたのである。本来、この NPFRA は、世帯主選挙権、無記名投票3年毎の議会開催および財政改革を運動のスローガンとして掲げたが、この場合、ひとつには、1832年の第1次選挙法によってやや改善をみたとはいうものの、依然として根強い地主勢力の政治支配に対して闘うことに主力がおかれ、たとえば、選挙権資格が、都市における財産権および土地所有制度に堅く結びつけられており、財政政策の点からみても、徹底的に地主本位の政策がみられ、その改善が急務とされたのである。一方これに対して、1851年に成立した合同機械工組合は、51年の大争議の敗北を通じて、団体交渉権および争議権の確立について深刻な問題に突き当たり、保守勢力の労働運動への反感・偏見を体験することによって、労働者の政治への関心の必要性が更めて認識されるに至った。この政治改革のための組織の存在はきわめて短期間にとどまったけれども、そこには実にさまざまな利害が錯綜していたことがわかる。すなわち、政治的改革の路線では基本的には一致しながらも、労働運動の面からするならば、資本=賃労働との対立関係では、中産階級との間にきびしい対抗関係をはらむわけであり、まして、中産階級的急進主義者(middle-class radical)の要求がたんなる選挙制度の改変のみならず、財政政策をはじめとして、植民地改革、軍事改革、宗教上の改革、教育制度の改革、監獄の改善および出版法の改善などの広はんな問題を含んでいる以上、この組織がいずれは衰滅するのを避けることができなかった。

段として、下院の改革の必要性を公けにする決議が採択された。従ってこの目的を遂行し、同類の団体と協力し、且つ地方における40シリングの自由土地保有者の数を増加させるためのよく組織された制度を、全国にわたって促進し、地方、都市および都市選挙区において、投票権者の登録をするために、財政改革協会をつくる決議が採択されたのである(The Reformers' Almanack and Political Year Book, 1850, p. 34. (G. D. H. Cole and A. W. Filson, British Working Class Movements, Select Documents, 1789-1875, London, 1951, p. 412)). 労働者階級の要求とは別個のブルジョア的な世帯主選挙権運動であることがわかる。またその具体的な目標については、つぎのような問題があった。

「公共の負担の実質的な減少、その賦課の方法において何らかの良識のある改善は、下院が一般大衆の意見、欠乏および利益のより忠実な反映とされるまで起りえないということを確認して、委員会は、協会の手段とエネルギーは、まず第一に、われわれの代議制度の実質的な改善を達成することにむけられるであろう。その改革は、つぎのような内容から成っている。

- 1) 1ヶ年間、アパートあるいはアパートの一部を占有し、それによって、貧民の救済のために税金を課せられ、あるいは課せられることを要求した者については、何らかの法的な無能力者でない限り、成年に達した者にたいして選挙権者として登録される権利を与えるような選挙権の拡張。
- 2) 無記名投票制の採用、3) 3ヶ年間に議会の存続期間を制限、4) 選挙民にたいし、代表者のより平等な配分をつくり出すような選挙地区の整備における変化」(ibid., p. 413).

以上のように煩瑣をかえりみず引用したのは、まさに1867年の第2次選挙法は、ほとんどこの通りに実現しているからである。

注(3) Francis Elma Gillespie, Labour and Politics in England 1850-1867. 1966. New York, pp. 28-29.

とくに1852年、総選挙を前にして、世帯主選挙を主張する中産階級とチャーティストの生き残りとして男子普通選挙権の要求を掲げていたアーネスト・ジョーンズ(Ernest Jones)との間に対立⁽⁴⁾がおこり、その組織は、次第に完全な統一体としては機能しえなくなったのである。⁽⁵⁾このとき合同機械工組合が、最初の労働者代表としてウィリアム・ニュートンを立候補させたことはまことに画期的な意義をもつものであった。明らかにこれは、男子普通選挙権の獲得という政治上の権利にかかわる問題としてであるよりは、当時げく闘われていた合同機械工組合と機械産業雇用者組合(Association of Employers of Operative Engineers)との争議にかんじて、労働者の権利と経済的利益の擁護、団体交渉権および争議権の確立さらには主従法の撤廃および労働組合法の制定のようなきわめて広範囲にわたる労働問題の解決こそが、労働者階級にとって普通選挙権ないしは世帯主選挙権獲得運動の内容を規定するものとして提示されたことを意味する。数千人の労働者の有権者をもつ連合王国における第2の選挙区タワー・ハムレット(Tower Hamlet)において、ニュートンは、すでに議席を占めていたウィリアム・クレイ卿(Sir William Clay)およびジョージ・タムスン(George Thompson)と対抗し、挑戦しなければならなかったが、ここでの競合関係こそ、まさしくヴィクトリア時代における複雑にして微妙な社会階級関係と興味ある政治状況を見出すことができるのではなからうか。すなわち、タムスンは過去25年間に及ぶ政治的な野望を果す上において、彼ほど労働者のよりよき友であった者はいなかったし、いうまでもなく議会のあらゆる機会をとらえて、男子普通選挙権のすべてを支持することを訴えつづけたのみでなく、反穀物法連盟においてもまた卓越した地位をしめていた。また、いまひとりの現議員ジョン・クレイも急進主義者として知られ、D・ヒュームの議会改革案の支持者としてまた議会および財政改革協会のメンバーとしても知られていた。⁽⁶⁾議会改革運動に積極的な役割を果し、労働運動にも一定の認識をもつと考えられるこの2人のラディカル、いわゆるホイッグ左派に対抗して、労働組合主義者としてのニュートンが戦いを挑んだのは、事実上、イギリスの社会を動かす勢力としての地位を築き上げた労働組合運動の保障が、たんなる選挙権の獲得を基軸とする選挙制度の改正のみをもってしては到底達成しえられないのみならず、急進主義者としてではあれ、彼らが支配階級の一方の柱ともいべきホイッグ

注(4) ジョーンズは、1852年、People's Paper にのせた論文"D'ont divide the Liberal Interest"のなかで、つぎのようにのべてNPFRAを非難している。「しかしながら、民主主義の義務は明白である——すなわちそれは相争う派閥に関係なく行動することなのだ——つまりこれらのホイッグ党の仲介人ともいべき財政改革協会の者共に誘惑されないことだ——いまや彼らの邪悪なしかも裏切りのな性格は、白日のもとに明らかにされたからである。彼らは云うかもしれない。自分らの目的はトーリーを閉め出すことだと。うそをつけ！彼らの目的は人民を閉め出すことなのだ！彼らはわれわれが知っていると同じように、トーリー主義の時代が過ぎ去ったということを知っている——たがしかし、彼らは、トーリーに驚いているふりをして、人々を行動させないように呼びもどそうと思うのだ」(People's Paper, June 26, 1852. John Savill, Ernest Jones: Chartist, Selections from the Writings and Speeches of Ernest Jones with Introduction and Notes, London, 1952, p. 175)

(5) Holyoake, Forty Years Recollections, p. 207.

(6) Gillespie, ibid., pp. 102-103.

であるという現実からすれば、労働者階級にとっては選挙権の獲得、また急進派の側からはその拡大という点では共通の地盤に立ちながら、別の面では階級的な矛盾と相剋とをはらんでいたことを物語っている。したがって、ヴィクトリア時代における「自由＝労働」の形成は、最初から、無原則的な妥協として成り立ったのではなく、そこには一面においてはげしい対抗関係を含みながら、50年代から60年代における社会的・経済的あるいは政治的な諸事件を媒介として、一方において保守的＝地主的政治権力体制に対する共同戦線の結成と、他方、労資関係における明瞭な対抗関係を背景として、この両者の複雑な絡み合いのなかで形づくられたということが真相であろう。

以上のようにして全体としてたかまる政治的改革の気運にたいして、1854年ジョン・ラッセル(Lord John Russell)は、内閣提案として、選挙法改正案を提案したが、これはまことに労働者階級および急進主義者を失望させるだけのものでしかなかった。それによれば、有権者300人以下あるいは5,000人以下の住民の場合、その選挙区について全面的に選挙権を認めないこと、また500人の有権者あるいは10,000人の住民より少ない定員2名の議席を有する都市選挙区については、部分的に選挙権を奪うというものであって、これによって再配分しうる66議席をもって、選出議員の少いために、大衆の民意を十分に反映しえない大都市の状況をやや緩和しうるとすれば、ラッセルは、議員急進主義者の支持をえることができると考えたのであったが、選挙権の取得資格が土地所有制度に固く結びつけられており、この面で本質的な変化はみられなかったといっていた(7)。これにたいして議会急進主義者は別としてチャーティストははげしく反対し、クリミア戦争の勃発という条件もあって、ラッセルはこの案を撤回しなければならなかったのである。

以上のように、50年代初頭の政治改革運動は、純粋にブルジョア急進主義者の運動にとどまっていたが、クリミア戦争の結果と1858年恐慌が労働者階級に与えた破壊的な影響によって、そしてそれにつづくアメリカ南北戦争によって、労働者階級がこの政治改革運動の進展に大きな推進力としての役割を担うこととなった。ジョセフ・コーエン(Joseph Cohen)を指導者としてイングランド北東海岸沿岸や製鉄工の組合が普通選挙権獲得に示した熱烈な感情を代表する「北方改革同盟」(Northern Reform Union)や「北部ロンドン政治同盟」(North London Political Union)、「ミッドランズ諸州改革協会」(Midland Counties Reform Association)、「全国改革協会」(National Reform Association)そしてさらに1861年には、「リーズ労働者議会改革協会」(Leeds Working Men's Parliamentary Reform Association)などの団体が建設され、その指導者は多く急進主義者であるとしても、折りからはげしくなっていた58年恐慌のもたらす窮乏の結果、労働者階級の運動のたかまりと密接な関

注(7) S. Maccoby, English Radicalism, London, 1938, pp. 27-28.

(8) 「このようにして都市選挙権は、その価値を6ポンドと評価できる土地・家屋の所有者に与えられ、地方選挙権の場合は10ポンドに評価できる土地・家屋の所有者に与えられることになっていた。一方都市選挙区においても地方選挙区においても、多くの新選挙資格制限は、技術的には家屋所有者ではなくて間借人であったところの数万人の人々に選挙権を与えることを約束したのである。……」(Maccoby, ibid., p. 28).

係に立つに至った。(9) 59年から60年にかけての建築工の大規模なストライキは、1850年から60年代にかけてのイギリス資本主義の内的矛盾の激化傾向を、きわめて明瞭に予言するものとなったのである。すなわちクリミア戦争によって暴露されたイギリス外交の反動性(10)と戦争がイギリス国民大衆に与えたはかりしれぬ被害、戦死・戦傷者の増大、歴大な戦費、その結果としての物価騰貴は、一時停滞していた改革運動を復活させ、58年から59年恐慌によって、こうした改革運動が労働運動と結びつくとともに、建築工の争議の勝利という結末は、労働組合にたいする産業資本家および支配階級の間、異常に広がった警戒の増大、労働組合そのものの合法的存在にたいする疑惑、一方これにたいして主従法撤廃や9時間労働制を要求する運動のたかまり、このような緊張関係のなかで、労働組合運動そのものの基盤を掘りくずし、1824年以前の暗黒時代にこれをおしもどそうとする「シェフィールドの暴行」に象徴される陰謀事件、こうした現象の背後で、南北戦争がイギリス労働者階級にはげしい影響を与え、第2次選挙法が成立し、それらの総括としてTUCの成立の意義があるが、この場合、つぎのような理論的な整理が必要となる。1) 1858～9年恐慌とアメリカ南北戦争、2) 60年代初頭からの労働運動のたかまり——第1インターナショナルの運動と全国的職能別組合運動との結びつき——と政治改革運動、3) 建築工のストライキにみられる労使関係の形成とその労働市場における全国的統轄者としてのTUCの成立である。1)はイギリス資本主義の矛盾とその世界市場との関連の問題、2)は労働運動における政治と経済の問題、3)は労使関係と労働市場の問題である。この3者が、1858年～68年の10年間に複雑な相互規定をみせながら現われたのであって、注目すべきことは、このような諸条件の複合的な組み合わせが可能となり労働者階級がこれらを自覚的に把えることによって、はじめてイギリス労働者階級の運動は、本格的に成立したといえることができる。1848年以前の運動は、オーエンのグランド・ナショナルにせよ、チャーティズムにせよ、あるいはさかのぼって機械破壊運動にせよ、それらはそれぞれ革命的な労働運動であるとしても、主体としての労働組合組織を欠いていた。また労働運動における政治的側面と経済的側面との関連についても、この両者の有機的把握が十分ではなかったし、何よりも、これを労働者階級に可能とさせるだけの資本主義の充分な発展がみられなかったことがあげられねばならない。従って、労使関係は48年以前においては制度的には確立していなかったし、労働市場にたいする労働組合の

注(9) G. D. H. Cole, British Working Class Politics, 1832-1914, 1950, p. 25.

(10) 「ここでわれわれは、決定的な点に到達する。ロシアとの戦争は、イギリスの貴族にとって、その統治独占権を失うことと同意義である。イギリスの貴族は、1830年以来、もっぱら商工中間階級の利益になるように国内政策を遂行することを余儀なくされながらも、それにもかかわらず、対外政策と軍隊との独占権を維持しておおかげで、政府のあらゆる部署をその手に保ってきた。しかし、この独占権が確実に維持されるのは、国民戦争——そして、国民戦争はロシアとのあいだのみ可能であった——によって対外政策が国民の事業とならないあいだに限られていた。だから、1830年から1854年までのイギリスの外交全体は、どんな代価をはらってもロシアとの戦争を回避するという一つの原則に要約される」(Marx/Engels, Werke, Bd. 10, S. 590, 邦訳(大月版)597-8頁)。

統轄もまたきわめて不十分であった。もしそうだとすれば、1851年新型組合としてのA S Eの成立をもってイギリス労働運動の画期とするのではなく、1868年を頂点とする60年代こそがイギリス労働運動にとって決定的に重要であったといわなければならない。そこでこれらの問題について、つぎに考察しよう。

(3)

1861年の南北戦争、これにつづく63年のポーランドの民族独立闘争、そしてこれと密接な関連のもとでの64年第1インターナショナルの成立という一連の事件は、イギリスを中心とするヨーロッパ資本主義の成熟が、まさしく60年代に至って開花したという事実と、これに対抗し、これを攻撃すべき勢力としての労働者階級の国際的な力の蓄積がまさにこの時期になされたことを物語っている。しかしそれは、資本主義の発展が自然にもたらしたのではなく、その内部的矛盾の激発が労働者階級の意識を昂め、その意識のたかまりが、逆に資本主義の矛盾を促進するというような相互関係にあることはもちろんである。その意味で、60年代のイギリスにもっとも深刻な衝撃を与えたのは、アメリカにおけるブルジョア革命ともいべき南北戦争と、そのイギリス労働者階級への影響であろう。南北戦争のイギリス資本主義への衝撃は、あらゆる方面において深刻なものがあつたが、北部産業資本にたいするジョン・ブライトらの支援は、労働者階級が奴隷制廃止を名分として南部との闘争に立ち上ったリンカーンの政策を一般に支持したにしても、南部支持者も少なくなつたわけで、労働者階級の政治改革にたいする姿勢にも微妙な影響を投ずることとなつた。すなわちこの戦争にたいする態度において労働者階級の戦列は二分され、北部連邦同盟 (Federalists) を支持する人々と南部同盟 (Confederates) の支持者との分裂がはげしくなることによつて、イギリス急進主義の信条そのものの妥当性が問われなければならなかつた。このような労働者階級の南北戦争についての見解の分裂の根底には、地主的支配と産業資本家のうち、いずれが労働運動の主要な敵であるのかという19世紀イギリス労働運動に強くまつわりついている問題が絡んでいたのであつて、工場法改正運動や穀物法撤廃運動をはじめ、チャーティスト運動においてさえ、産業資本と地主的支配との双方の側からの労働者階級への懐柔策によつて、この争点はしばしば曖昧にされ、さらに、1850年代の選挙法改正運動を通じてJ・ブライトを中心とする自由貿易派の活動を契機として再び現われ、そしてこの南北戦争に至つて決定的な問題となつたのである。しかも穀物法撤廃を実現し、産業資本の代弁者として自由貿易を主張するマンチェスター派が北部を支持するのは当然であり、これに対して、オーエン主義者およびチャーティズムの信奉者が圧倒的に南部を支持し、その結果として彼らは南部支持派としてのトーリー・デモクラットと一致するという奇妙な結果におちつたのである。もちろんオーエン主義者もチャーティストも、リンカーンの北部アメリカ共和国に共感

注(11) Royden Harrison, *Before the Socialists, Studies in Labour and Politics, 1861—1881*, London, 1965, p. 55.

を示さなかつたわけではなく、奴隷制に対する反対の態度は伝統的なものがあつた⁽¹²⁾。しかしこのことがあまりにも単純化してとらえられ、60年代のイギリス労働者階級があつて北部を支持したかのように一義的に規定し、労働運動の背後にひそむ複雑な階級状況や利害関心を無視するとすればそれは科学的ということではできない⁽¹³⁾。それは同時にすべてのチャーティストやオーエン主義者が、南部支持を意味するものではなかつたということである。しかし彼らが一般に、ジャンタよりもはるかに尖鋭な階級意識をもつていたとすれば、それにもかかわらず彼らが南部支持を主張したとすれば、それは思想上の矛盾ではないか。彼らを駆りたてたところのものは一体何であつたか。ジョン・ブライトのようなチャーティストにとって好ましからぬ人物の北部支持への反感という事実ももちろん考えられるところであるが、奴隷制廃止の要求が「賃金奴隷」の廃止と無関係にとらえられていたところに、南北戦争にたいする労働者の複雑な感情があつた。もちろん、チャーティスト運動の末期の代表的人物、アーネスト・ジョーンズは、リンカーンの主張の熱烈な支持者であつたし、やはり同時代の傑出したチャーティストであるジュリアン・ハーニー⁽¹⁴⁾ (Julian Harney) や老オーエン主義者ロイド・ジョーンズ (Lloyd Jones) にしてもほぼ同様であつた。従つて簡単に割り切ることはいずれにしても危険であるが、こうした南北戦争をめぐるイギリス労働者階級の分裂状態は、産業資本内部の対立とも照応していたことが重要である。その興味あるひとつの例として、のちにジョージ・ポッターとともに、「ビー・ハイヴ」の編集に当つたジョージ・トラウプ (George Troup) の活動をあげておこう。

注(12) 熱烈なチャーティストのひとり、ブロンター・オブライエンは、アメリカ独立宣言の意義について、つぎのようにべている。

「1775年のアメリカ革命は、世界にこれまであらわれたものの中で、もっとも完全な革命である。それは政府が、民主的共和国と呼ばれるに値するほどに、諸州をして選挙権が拡大されたからである。いずれにしても、それは、これまで存在することが知られたなかでは、もっとも完全な種類の政府である……しかしながら、アメリカの人民は、急速に窮乏と奴隷制のなかにおちいりつつある。このような下向きの進歩の考えられる理由は実にさまざまであるが、……純粋な理由は邪悪な財産制度であつて、……それは、財産を不正直に蓄積し且つ移譲することを容すものである。1775年は、……たんなる政治革命であつた……」。

ここには、当時、労働者階級が全く選挙権を与えられていない状況のもとでのアメリカの制度にたいする賛美、共感、しかしそれにもかかわらず、選挙権の獲得、たんなる政治上の変革のみでは、少しも問題の解決にならないことを訴えている点が印象的である。(Max Morris, *From Cobbett to the Chartists, 1815—1848*, London, 1948, p. 162).

(13) モートンとテートの「イギリス労働運動」(A. L. Morton and George Tate, *The British Labour Movement, 1770—1920*, London, 1956) は、すぐれた啓蒙書であるが、この問題について、やはり一面的な叙述ばかりみられない (ibid., p. 114)。また、G. D. H. Cole, *A Short History of the British Working Class Movement* はほとんどこれにふれていない。また Foner も、「イギリスの労働者は、南北戦争に際して、原棉の不足の結果としておこつた操業短縮、失業、飢餓にもかかわらず、政府の南部支持の政策と戦争そのものへの干渉にたいして、北部を支持しはげしい示威運動を行った」とのべているのみである。(Phillip S. Foner, *History of the Labour Movement in the United States, From Colonial Times to the Founding of the American Federation of Labour*, New York, 1962, pp. 312—317)。

(14) A. S. Schoyen, *The Chartist Challenge, A Portrait of George Julian Harney*, London, 1958, pp. 258—60.

ジャーナリストとして、リヴァプール、グラスゴウおよびベルファーストなどの海運業に密接に関係し、その業界新聞の編集にたずさわっていたトラウプは、熱烈な福音派のキリスト教徒であり、かねて同派がその財政的窮状を救うために南部に伝道した際の民衆の熱心な反応から、南部に同情的であったが、とくに海運業界との結びつきこそは、彼をして、北部共和国にたいする憎悪に追い⁽¹⁵⁾やったのであった。1860年まではアメリカの船舶業は、捕鯨船として利用される程の小規模のものにすぎなかったが、南北戦争が始まる前後から急速に力を蓄え、イギリス海運業に大きな打撃を⁽¹⁶⁾あたえ、その没落を招来するほどにまでなった。このようにして、南北戦争のイギリスへの影響は、イデオロギーの問題であるよりはむしろ、経済的利益と結びついた感情的な問題としてあらわれたのであって、1862年10月、グラッドストーンが、これに干渉を加えようとした態度の背後には、北軍の勝利そして北アメリカ合衆国の主導のもとにおけるアメリカの統一が結果する大英帝国のヘゲモニーへの挑戦という産業資本の危惧が濃厚にかくされていたといえるであろう。だが、それでは、南北戦争に対する態度は、労働者階級の場合、南部に同情的であったかといえ、決してそうではなく、ここに両者は複雑な絡み合いを示すのである。1862年、英国政府の干渉的態度が露骨になるにつれて、戦争反対の立場から、そしてまたリンカーンの奴隷廃止のスローガンの国民全体への浸透につれて、労働者階級の世論は、主流として北部支持が圧倒的となるに至った。62年には、労働者階級は5度の北部支持の集会をもち、63年には65の抗議集会が開かれたのであったが、戦争によるアメリカからの棉花の輸入の杜絶による北部繊維工業地帯の貧困と、それがアメリカ憲法に違反して叛乱をおこした南部諸州の行動の結果であるという認識が強まるにつれて「いや、むしろイギリスにこそ内乱を！」(Never! We should have a civil war in England) という感情が、支配階級の南部支持の強化とともに、労働者階級を決定的に北部の側に立たせることとなった。⁽¹⁷⁾かくしてマルクスもべているように、「18世紀において、アメリカの独立戦争が、ヨーロッパの中産階級にとって警報として響いたように、19世紀においてはアメリカ南北戦争は、ヨーロッパの労働者階級にとって警報として響いた」のである。⁽¹⁸⁾もちろん、南北戦争のイギリスおよびヨーロッパ労働運動への影響を過大に評価することは慎まなければならないが、この戦争が、ポーランド独立闘争とともに第1インターナショナルへの途を開いたものであり、これは同時に、イギリス産業資本の覇権に挑戦すべき新しい強力な敵手としてのアメリカ合衆国の将来を、イギリス・ブルジョアに深刻に意識せしめたことに画期的な意義があり、マルクスの「経済学批判体系」の形成における「世界市場」という認識にも何程かの貢献をなしたものと考えることができる。すなわち、その影響は、

注(15) Royden Harrison, *ibid.*, p. 61.

(16) J. H. Clapham, *An Economic History of Modern Britain, Free Trade and Steel, 1850—1866*. Cambridge, 1963. pp. 65 ff.

(17) Harrison, *ibid.*, p. 66. Clapham, *ibid.*, pp. 238.

(18) Karl Marx, *Das Kapital*, Bd. I. Einleitung, 「資本論」長谷部訳(青木版)第一部上冊、(1957年)72頁。

働の側にとって重要であり、複雑微妙な陰影を投じたのであったが、資本の側にとってもまた見逃すことのできない重要な意義をもっている。しかしここでの主題として、労働運動との関連という点において、南北戦争から第1インターナショナルの成立を顧みると、いさし分析を深める必要がある。

1863年3月26日、まさしく、1年後の64年9月、画期的な第1インターナショナルの創立大会が開かれる前の年、セント・ジェームズ・ホールにおいて、北部支持のための集会が開かれたが、この集会は、南北戦争に対するイギリス労働者階級の一般的態度を表現した点において重要な意義⁽¹⁹⁾があるとともに、これに参加した人々のなかに、のちに第1インターナショナルの結成において重要な役割を演じ、いわゆる実証主義的社会学者としての進歩的な立場から、マルクスと親交を結んだところのビーズリー⁽²⁰⁾(Edward Spencer Beesley)をはじめ、ジョージ・ポッター、ジョン・ブライトおよびカール・マルクスらの当時の代表的人物が参加していたことは、まことに印象的である。すでに指摘したように、ポッターは、トラウプとの関係そして根本的にはジャンタとの対抗関係から南部支持であったが、政府の干渉政策に対する反対という視点から、北部支持との対立点を曖昧にし、ブライトおよびビーズリーとの間に微妙な差異を示すに至った。ブライトは、労働運動を政治的⁽²¹⁾改革運動との関連において把握していたところから、議長としてきわめて大きな政治力を発揮したが、注目すべきことは、マルクスが、このブライトをきわめて高く評価していたことである。もちろん、

注(19) Gillespie, *ibid.*, p. 215.

(20) 19世紀のイギリス労働運動を語る場合に、人はビーズリー教授(Edward Spencer Beesley)の名を忘れることはできないであろう。彼は、1831年、ウースター州のフェックンハムに生まれ、熱烈な福音主義者ジェームズ・ビーズリーの子として敬虔な宗教的な雰囲気のある家庭に人と成った。28歳の若さで、ロンドン大学、ユニヴァーシティ・カレッジの歴史学教授となったが、歴史的なロンドンの建築工のストライキが行われた1859年、ロンドンに住んでいた。彼はオーギュスト・コントの影響を受けた実証主義者(positivist)として、労働問題に異常な関心を抱き、LTCやTUCにも接近し、ジャンタのメンバーであるオッジャやアップルガースとも親交もあり、また第1インターナショナルの創立大会の司会をつとめ、これによって、マルクスとも相識したのである。労働運動のよりよき理解者、「戦闘的な実証主義者、闘争教授」(militant Positivist and fighting Professor)として知られるに至った。彼の労働運動への貢献は大きい、ジャンタには批判的であったが、ASCJ(合同大工および指物師組合)の名誉会員となった。当時、労働運動に影響を及ぼしていたキリスト教社会主義者にたいしても批判的であった。南北戦争には北部支援を呼び、1867年の選挙法改正においてはブライトを支持して運動したことはよく知られている。彼の行動が過激で、労働者階級に同情的であったところから、しばしば非難をうけたが屈せず、また一方、労働者代表として、また自由党の代弁者として、上院と取引して刑法修正案を作成したハウエル(George Howell)やマンデラ(A. J. Mundella)の偽階を暴露したのであって、パリ・コンミューンの際にもこれを擁護したことは知られている。なおくわしくは、Royden Harrison, *Professor Beesley and the Working-class Movement (Essays in Labour History, In Memory of G. D. H. Cole 25 September 1889—14 January 1959)*, edited by Asa Briggs and John Saville, London, 1960)を参照。

(21) マルクスは、この当時、エンゲルスに宛てた書簡のなかで、ブライトのことをつぎのように書いている。「わたしは、ブライトが労働組合を先頭として行っているところの会合に出席した。彼は全く、独立派の相貌をもっているのです。『アメリカ合衆国では、王様もいなければ、僧正もない』とそう云ったときは、実際にはげしい拍手がわきおこりました」(Marx and Engels in Manchester, London 9 April 1863, Marx/Engels, Werke, Bd. 30, S. 342).

マルクスはこの会の開催において直接の責任を負うものではなく、またこの当時、ブライトを知らず、イギリスの労働組合主義とも相識らなかったといつてよい。またビーズリーは、ブライトと親交を結んでいたとしても、この時点ではマルクスを知らなかったといわれる。こうしたなかで、多くの労働組合主義者や急進主義者に交って、マルクスがこの会合に出席していたことは事実であるとしても、彼がこの集会でどのような役割を演じたかは明らかではない。但しこの集会への出席が、マルクスをして第1インターナショナルへの積極的参加、そして文字通り、国際的労働運動への参加への直接の契機となったかもしれないとすれば、その重大な意義は十分に認識されてよいのではなかろうか。とくに最後に行なわれたビーズリーの演説は、⁽²²⁾ 奴隷解放（民族解放運動の一環）と労働組合運動そして政治改革運動との関連について、その3者の有機的関連についてふれるところが多い。しかしこの演説について、マルクスは何らの言及をしていないのは何故であろうか。要するに1861年の南北戦争の勃発とその影響のイギリスへの波及と労働運動内部の矛盾の表面化、こうしたなかで、政府の戦争介入の傾向が濃厚となることによって、労働者階級の世論は反政府的となり、ここに63年の抗議集会の成立となったのであるが、同時にこれはポーランド独立闘争や普通選挙権獲得運動ともならんで、イギリスの社会および政治状況をきわめて不安なものとし、このなかでとくに積極的な活動を行っていた労働組合主義者にたいする警戒の姿勢が次第に強められるに至ったことである。これらの内外の政治的事件を背景とする政治改革運動と労働組合運動の関連こそは、68年のTUC成立の重要な条件であり、これによって始めて、71年の労働組合法成立への途が切り開かれ、「労働代表」の選出とも相まって、イギリス労働者階級は真に自立的な勢力としての地位を確立したといえることができるのである。すでにのべたように、1849年から52年にかけて活動した「議会および財政改革委員会」は、北部ランカシアおよびヨークシア地方の大資本家および製造業者をも含むところの中産階級的な急進主義の団体であったが、具体的な運動の過程で大衆の支持をうることができず、55年頃には没落する。その後ジョン・ブライトの指導のもとに、バーミンガム地方を中心として世帯主選挙権（household suffrage）を掲げて運動を展開するのであるが、これ以後、政治的改革運動は、大きくわけて二つの流れに区別することができるのであって、ひとつは、いうまでもなく、ブライトを指導者とし、都市選挙区における世帯主選挙権、地方選挙区における10ポンドの納税義務者に対する選挙権の賦与、議席の再配分および無記名投票（household suffrage for boroughs, a ten-pound suffrage for counties, redistribution and the ballot）を目標とするところの中産階級的な運動とこれよりはるかに急進的で、まさしくチャーティズムの伝統をうけつぐ労働者階級を主体とする運動として、男子普通選挙権を目的としていたところの流れである。⁽²³⁾ ところが問題は、この両者がしばしば交錯し、機械的に分離できない性格をもっており、全体としてブライトのよう

注(22) The Bee-Hive; Saturday, March 28th, 1863, Great Meeting of Trade Unionists, Negro Emancipation: Professor Beesley's Speech. (R. Harrison, *ibid.*, pp. 72-77).

(23) Gillespie, *ibid.*, pp. 147-153.

な中産階級的なラディカルの指導とその影響力が大きく、アーネスト・ジョーンズのようなチャーティストも、「議会および財政改革協会」に対しては対決の姿勢をとりながらも、ブライトの指導のもとにおける急進主義運動とは妥協の途を選ばなければならなかったことから明らかである。⁽²⁴⁾ その理由は、P.F.R.A.が、主として北部工業地帯の大資本家を中心としてトーリー的政治支配に対する純粋にブルジョア的な抵抗の傾向を強くもっていたのに対し、ブライトの運動は、マンチェスターのような大資本家の都市ではなく、また貴族的な俗物主義からも自由なミッドランド・工業都市バーミンガムにおこり、労働者階級をはじめ広汎な中小市民階級をひきつけていたところ⁽²⁵⁾に、その特色が存在したのである。かくして労働者階級と急進主義者との間の関係は急速に変化の兆候があらわれたのであって、たとえばそれは、1859年の総選挙における急進主義候補者にたいする支援運動としてあらわれた非選挙権者の運動においてみる⁽²⁶⁾ことができる。60年代における労働者階級の議会改革運動への関心を具体化したところの「リーズ労働者議会改革協会」(Leeds Working Men's Parliamentary Reform Association)は、やがて64年に「国民改革同盟」(National Reform Union)となるのであるが、しかしそれはあくまでも世帯主選挙権の枠を出ることができず、これに対する労働運動の批判として、男子普通選挙権を主張する「改革連盟」(Reform League)の結成が独立の労働者の組織として結成されたのであるが、⁽²⁷⁾この両者の競合関係のなかで、協力関係が生まれ、現実的な政策として、世帯主選挙権の獲得を当面の目標とするに至った。⁽²⁸⁾しかしこの両者には妥協関係と、緊張関係とが交錯し、この両者の競合関係のなかで67年の選挙法改正が成立するのであるが、この点について、簡単に考察することにしよう。

1860年代の政治改革運動は、チャーティスト運動の六ヶ条の要求(Six Points)のうちの2つ、すなわち男子普通選挙権(universal manhood suffrage)と秘密投票(Vote by ballot)に焦点がしぼられていたのであるが、改革連盟は圧倒的に労働者階級の団体であり、国民改革同盟が中産階級によって指導され、その会員も大部分中産階級のラディカルズであったのとは対照的であった。もちろん、この二つの団体は突如としてその旗色を鮮明にしてあらわれたのではなく、前史ともいべきものをもっており、とくに労働組合運動に対する強い関心と結びつきを示したことが特徴的である。たとえばすでにのべたコーエンに率いられる北部改革同盟は、彼が経営する新聞「ニューキャッスル・クロニクル」を通じて炭坑労働者や製鉄工に強い共感を示していたが、⁽²⁹⁾より純粋に、労働者階級の団

注(24) John Saville, *ibid.*, pp. 62-76.

(25) Gillespie, *ibid.*, p. 146.

(26) W. L. Guttsman, The General Election of 1859 in the Cities of Yorkshire, A Study of Political Behavior and the Impact of the Reform Agitation (International Review of Social History, II(1957) Pt. 2.)

(27) 67年法の獲得のために、まことに画期的な役割を果たしたこの2つの団体の綱領その他については、Cole and Filson, *ibid.*, p. 529. を参照。

(28) Trygve Tholfsen, The Transition to Democracy in Victorian England (International Review of Social History, 1960, Pt. 2)

(29) The Newcastle Chronicle, March 12, 1858.

体として男子普通選挙権を主唱したのは、1862年に結成された「普通選挙権および無記名投票協会」⁽³⁰⁾ (Manhood Suffrage and Vote by Ballot Association) で、ロンドンの労働組合によってつくり、従ってLTCと密接に関連し、これが発展的に解消し、より広汎な組織として全国改革連盟が結成されるに至った。一方、全国改革同盟は、世帯主選挙権の獲得を主要な目標とし、その綱領および運動方針は、改革連盟とは微妙な差異を示している。ところでこれとならんで、政治改革の団体として注目すべきは「ロンドン労働者協会」(London Working Men's Association) であって、これは、ジョージ・ポッターおよびロバート・ハートウェルによって支配され、ジャンタおよびLTCの影響のもとにあった改革連盟とは対抗的な関係に立ち、後者が、チャーティスト運動の目標を部分的に継続しようとするものであったのに対し、それは、むしろその伝統を全面的にうけつごうとしたという点においてまことにユニークな地位をしめている。⁽³¹⁾ こうした運動主体の構造の分析を通じて、われわれは、これらの政治運動が、徹底的に中産階級の急進主義者を構成メンバーとし、財産保有を中心とする選挙権資格を基調とするブルジョア急進主義の運動を右派とし、中間に労働者階級を主要なメンバーとし、労働組合運動と不可分な関係に立ち、労働組合主義者の指導が圧倒的な力を持ちながら、ブルジョア急進主義の浸透を受けているところの改革連盟として左派として、ロンドン労働者協会の労働者急進主義を見出すことができる。だが、この3者がそれぞれ均等な勢力としてそれぞれの要求を掲げて政府に迫ったわけではない。改革連盟が、圧倒的に労働者階級の団体である

「英国人民への北部改革同盟のよびかけ」(Address of the Northern Reform Union to the People of Great Britain and Ireland) のなかの一節に、つぎのような印象的な文句がみられる。「数百万人を犠牲にして少数の者が富むということ、そしておそらく独占されるところの名誉と役得のあらゆる源泉を貴族が独占的に所有するという、他方、すべてのものをつくり出すところの勤労大衆は、まことに踏み車にしばりつけられた人々に似ている……」(Cole and Filson, *ibid.*, pp. 519—520)

注(30) *Reynolds' Newspaper*, November 23, 1862. 「普通選挙権および無記名投票協会」のよびかけは、労働者階級の苦悩を、つぎのように表現している。それは、労働組合を基軸とする労働者階級の政治団体であることを如実に示しているといえよう。

「この国の熟練労働者 (skilled artisan) としてのわれわれおよびわれわれの地位は、われわれに、もしそれが賢明に行われさえすれば、あらゆる方面で、わが同胞の働く大衆の利益を大いに促進するところのひとつの力 (an influence) を与える。これまで、われわれの努力は、ひとつの邪悪の除去のみを目ざして払われてきました。しかも、われわれがそのもとに苦しんでいる邪悪は共通の起源——すなわち、より高い社会的地位をもつ人々の手に、あまりにも多くの政治的権力が集められていることを忘れて、あるいはわずかに少しばかり想い出したりしているのである。……われわれの忠告は、労働時間を短縮したり、賃金のひき上げのために団結するよりももっと強く団結しなければならない。だがわれわれは、わが労働組合を、政治的な結社にしようしたり、社会的な目的から逸脱させようとするのではないのであって、あくまでもわれわれが市民であり、そのようなものとして、市民権をもつべきであるということをおぼえてはならない」(Cole and Filson, *ibid.*, pp. 323—324) (但し、傍点は引用者)。

(31) *The Bee-Hive*, August 18, 1866. 「ロンドン労働者協会は、その目的において、他の現存する団体とは本質的に異なる。それはたんに政治的団体あるいは労働組合というのではなく、その特徴の一部をもって、それはこれらの組織のいずれかが到達しうるよりもより広い領域を包括するのである……」(Cole and Filson, *ibid.*, p. 540). 労働組合と政治組織の統一を構想していたことがわかる。それはまさしく、ポッターの主張にみるように、チャーティスト運動の伝統をうけつぐものであった。

としても、それが、労働組合運動の指導的な人々とこれに同情的なラディカルの運動である限り、チャーティストがその独立性を誇ったようなものとはなりえず、運動を展開するために5,000ポンドの資金を拠出することを約束するという進歩的な自由党員 (advanced Liberals) との妥協的な性格をまぬがれなかった。⁽³²⁾ 従って労働者階級的な改革連盟にしても、中産階級をもって構成される改革同盟にしても、富裕な製造業者の同一人物が双方の団体に同時に加入し、両者ともこのような階層に財政的な支援を求めていたところに実は大きな問題が存在した。1866年早々に、ラッセル=グラッドストンの選挙法改正案が議会で討論され、次第に選挙法改正運動の気運は濃厚となったが、それによれば、都市においては7ポンドの評価額の家屋および10ポンドの借家人にたいして、また地方においては14ポンドの居住者にたいして選挙権をあたえるというものであり、1848年以来、自由党政府によって提出されたいかなる案よりもきびしいものとされ、それが労働者階級に与えた失望もまた大きかった。しかしアーネスト・ジョーンズのような強硬派を除けば、改革連盟はこれを受け入れる傾向にあったが、その理由は、財政的な危機による妥協と考えられるのであって、むしろ自由党政府案を支持することによって、選挙法改正案自体を葬り去ろうとする保守党に対する警戒的な意味をもっていたと同時に、競合団体としての改革同盟が、ブライトを先頭とする中産階級の急進主義運動によって、政治改革運動の主導権が奪われることを恐れたからにほかならなかった。これを示す証拠として、改革同盟に対してはもちろんのこと、ジャンタ=LTCに対して強烈な対抗意識をもつポッターのロンドン労働者協会 (LWMA) でさえも、これをうけいれなければならなかったからである。⁽³³⁾ かくしてロンドンを中心として、2ヶ月にわたって労働組合を中心とする大衆的な示威運動や大衆集會が開かれ、ビーズリー教授、トーマス・ヒューズ、クリーマーおよびブラッドローなどの進歩的な知識人のよびかけが行なわれたのであって、この間4ヶ月にわたってこの法案は議会において審議され、その結果として自由党を分裂させる結果となったのである。その結果としてラッセル=グラッドストン内閣は総辞職し、保守党のディスレーリーが登場し、実にこの保守党の手によって1867年の選挙法改正は実現されるのであるが、この66年初頭から6月までのイギリスの階級状況と政治状況は、およそつぎのように要約することができるであろう。①自由党の意図が保守党に対し機先を制し、労働者階級に部分的で且つ制限されたものであっても選挙権を与えることによって、自由党の政治的覇権を確立しようとする、いわゆる「上からの改革」の路線の敷設にあったが、同時にそれは、中産階級のラディカルおよび労働者階級に対する譲歩によって、とくに労働運動の激化を未然に防止しようとするものであった。②つぎに、労働者階級の側、つまり改革連盟の立場からすれば、競争的な団体としての改革同盟との対立・競合関係によって、その本来の主張であるより徹底した男子普通選挙権の獲得を断念しても、妥協せざるをえなかったこと、③改革同盟としては、政府案そのものがかなり要求に近く、保守党の圧力および自由党内右派によ

注(32) R. Harrison, *ibid.*, p. 80.

(33) Gillespie, *ibid.*, p. 261.

って押しつぶされることをおそれ、改革連盟との共同行動を要求していた。

しかしながら、この法案をめぐる自由党が分裂し、民主的な進歩を要求する派とあくまでも階級および財産に基礎をおくところの政治制度を固執するセクトとの間の分裂が決定的となり、まさしく後者は、この法案を廃案とすべく保守党と協力したのであった。6月、自由党政府は総辞職し、これに憤激した大衆は、改革連盟および改革同盟を中心としてはげしい、しかも巨大なデモンストレーションを敢行し、これによって、この両者の統一行動が実現するという大きな成果をおさめ、やがて、保守党をして67年法を譲歩せしめる大きな原動力となった。しかし、ともすれば、67年法は、労働者階級の圧力、すなわち、改革連盟による労働組合員および中産階級のラディカルな組織としての改革同盟との共同闘争によって容易に獲ちとられたかのような安易な錯覚を生み出す。しかしそれは事実と違背している。自由党政府の退陣以後の改革連盟の分裂以後、すなわち、66年7月トラファルガー広場における大示威運動につづくハイド・パークにおける大集会開催の計画は、はげしい弾圧をもって抑圧され、かのチャーティスト運動における48年のケンニングトン広場での大集会を想わせるものがあり、まさしく暴動の危機的状況に政府は追い込まれたのであった⁽³⁴⁾。しかもこれと同時に、突然のはげしい恐慌があらわれ、凶作、コレラが相続き、失業と賃金切り下げが政治改革運動と結びつくことによって、保守党への圧力は一層強まったのである⁽³⁵⁾。このような困窮の状態が69年までつづくのであるが、改革連盟を中心に全国的規模で展開される政治的改革運動と労働組合運動との結びつき⁽³⁶⁾のなかで、「連合王国労働組合連合」(United Kingdom Alliance of Organized Trades)が結成されるのであるが、これこそ、TUCの母胎となったところの組織であり、この労働組合員が、改革連盟の中核をなすことによって運動を盛りたて、支配階級に深刻な衝撃を与え、ディスレーリーは譲歩せざるをえなかった。「労働運動における政治と経済」の結びつきを、このとき保守党内閣は痛感したにちがいない。労働市場の成立と労働組合組織の事実上の存在にもかかわらず、徹底的な弾圧がこれに加えられなければならない理由がここにある。そして、そうした弾圧の体制強化に対応するところの総資本の結集に対抗して、総労働の集中的な組織体としてのTUCが必然的にあらわれざるをえなかったのである。しかしTUCは、こうした政治改革運動のみを媒介にしてあらわれたのではなく、まさしく経済的な背景、労働組合運動と労使関係の発展の過程として、すなわち政治運動との有機的関連のもとに出現したのである。

注(34) R. Harrison, *ibid.*, pp. 82-84.

(35) Harrison, *ibid.*, pp. 85-86. Gillespie, *ibid.*, p. 265.

(36) 画期的なハイド・パーク集会の意義については、R. Harrison, *ibid.*, pp. 82 ff. なお Cole and Filson, *ibid.*, pp. 541-544.

(37) Gillespie, *ibid.*, pp. 274-275.

法人税帰着のクロス・セクション分析

—集中度・利潤率比モデル：Kilpatrick モデル—

古田 精司

(1) ま え が き

現代経済の主要特質の1つに寡占市場の拡大化が挙げられ、また寡占市場の特質がかかって巨大企業の市場支配力に求められるとき、法人税転嫁の起動力を企業の市場支配力ないし独占力に求めることは、帰着分析の進むべき当然の一方を指し示すものといえよう。

キルパトリックの観点は、法人税の転嫁度はかかって企業の独占力に依存するから、独占力に恵まれた企業はそれだけ、より税負担の転嫁を果しうるとみるところにある。かれの関心は法人税の短期的前転にあるため、法人税率の引上げに直面した企業は、それに対応して製品価格を上げることにより課税前利潤の増大を図るという局面に焦点があつめられることになる。しかし転嫁が行われるためには、増税以前に当該企業がなんらかの理由により利潤極大化行動をとっていなかったがため、増税により利潤極大化への誘因が与えられたとする前提がなければならない。そこで転嫁が生じていたとすれば、増税前後の産業利潤率は当該産業の独占力とプラスの相関をもっているはずである。この仮説を検証するため、ここでは産業間の利潤率変化を規定する諸要因を独立変数としたクロスセクションによる多元回帰分析が試みられ、独立変数の1つとしての独占力(集中度)が利潤率変化に対し高度に有意であるとしている。すなわち、これにより導出される結論は法人税の短期的前転の仮説支持にほかならない。

かれの分析では、転嫁モデルの理論構造なり統計的推定の手続きのうえで、異論をさしはさむべき余地が少なくないが、帰着分析の接近法が幾多示されたなかで最もユニークなパターンをもっているという点で、検討と評価を惜しむべきではないと考えられる。そのため、ここではかれのモデルとアメリカに適用されたその推定結果とを紹介するだけでなく、わが国についての推定結果も加え検討し、批判的吟味を下してみることにしたい。⁽¹⁾

注(1) キルパトリックの論文は、はじめに「短期的前転と独占力の関係」として法人税転嫁の理論的側面から論じ、つぎに「検定と測定の方法」として転嫁の実証的側面での問題点を整理し、最後に「転嫁の証左」としてアメリカ製造業を対象に法人税転嫁度の測定を試みている。そのため論点がかかり拡大されているので、それなりの整理を必要とした。かれの論旨の詳細については、Kilpatrick [10] を参照。